

令和8年度 県の施策及び予算に関する要望

【 一 般 要 望 】

目 次

1. 行財政・防災対策・教育施策等の充実強化について…	1
2. 地域医療・保健・福祉施策等の充実について……………	6
3. 都市基盤施策・環境施策の充実強化について……………	10
4. 農業施策及び地域経済の振興について……………	12
5. 国への働きかけについて……………	16

1. 行財政・防災対策・教育施策等の充実強化について

地方行財政運営、防災対策及び教育施策の充実を図るため、次の事項について、適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 地方行財政の運営について

- (1) 住民負担の軽減を図るため、地上デジタル放送移行により必要となった共聴施設の維持管理費に対する支援制度を創設すること。
- (2) 新潟県地域づくり資金について、起債対象事業すべてを貸付対象とするよう制度を拡充すること。
- (3) 長期間使用されず、放置されているスキージャンプ台等の社会体育施設については、老朽化が著しく、倒壊する危険性があるため、早急に解体又は撤去すること。
- (4) 地域防災の中核的役割を担う消防団機能を確保するため、消防団拠点施設整備に対する財政措置を拡充すること。
- (5) 令和8年度から県消防大会が県消防学校で開催されることに伴い、ポンプ操法競技の会場となるグラウンドの舗装整備を行うとともに、近年の物価高騰を踏まえ、同大会開催に係る県消防協会への補助金を増額すること。
- (6) 東京電力による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性汚泥の処分経費賠償について、県が主体となり、関係市町村と連携し、継続に向けて取り組むこと。
- (7) 公共施設の老朽化に伴う空調設備更新費に対する補助制度を創設すること。
- (8) 過疎対策事業債について、大型建設事業を計画どおりに実施できるよう、所要額を確保するとともに、要望額のとおり協議可能額を調整すること。
- (9) 中小規模の自治体単独では、専門人材（土木技術職、学芸員、埋蔵文化財専門人材、デジタル人材）の育成・確保が非常に困難な状況にあることから、県人材育成・確保基本方針において、広域的な人材確保の枠組み及び連携体制並びに適切かつ実現可能な支援方法を明示すること。
- (10) 民間賃貸住宅では風呂設備及び給湯器の設置等については、建物に付属する設備として貸主負担であることから、県営住宅においても同様の取り扱いとすること。
- (11) 「学校給食米粉パン・米粉めん供給事業実施要領」の廃止について、市町村には事前周知されず、急な廃止に対応した予算が組めなかったことから、県補助等を廃止・縮小する場合は影響度合いを慎重に検討し、市町村や関係団体への事前周知等を早期に行うこと。

2 地方創生・定住人口増加策の推進について

- (1) U・Iターン実現トータルサポート事業について、継続・拡充するとともに、移住者の住宅取得に係る費用に対する支援制度を創設すること。
- (2) 2025 年日本万国博覧会を契機とし、国内外への本県の魅力発信や、地域・文化資源を活用した関係・交流人口の創出などにつながるよう、各市町村と連携した取組みを推進するとともに、万博開催後も継続すること。
- (3) 新潟県移住・就業等支援事業について、当初配分額に上限を設けることなく、要求額どおりの十分な予算を確保すること。
- (4) 新潟県Uターン促進奨学金返還支援事業について、より若者の県内定着につながるよう、新卒でのUターン就業者や市町村等が実施する奨学金を対象にすること。
- (5) 地方就職支援金の支給要件について、支援対象者にとって利用しやすい制度となるよう、国と同様の運用に見直すこと。
- (6) 二地域居住における特定居住促進区域の設定について、土砂災害特別警戒区域等を含む区域を設定する場合、空き物件等を活用し、適切な防災対策を講じることを前提に、その区域設定ができるよう、弾力的な運用を図ること。また、観光人材をはじめとした貴重な人材を地域間で共有し、労働力不足を効率的に解消できる仕組みを構築すること。
- (7) 特定地域づくり事業協同組合について、現状は地域単位での運営が中心であり、県内全域での人材シェアや二地域居住の促進に結びついていないため、各組合をつなぐ「広域連絡会」等を県主導で設置するなど、広域連携の仕組みを構築すること。
- (8) 地域みらい留学の取組を一層推進するため、県外からの留学生を地域全体で受け入れる環境を整備すること。また、地域の特色を活かした質の高い学びを提供し、参加者を集めることができるよう、県が主導し、高校と地域産業、NPO、大学等との連携や情報発信を図ること。
- (9) 県と市町村が共同で行う移住支援事業について、県が新たに示した交付金の対象要件は国が示す方針よりも厳しく、交付対象者数の大幅な減少が見込まれることから、地域の実情に応じた要件が設定できるよう、方針を転換すること。

3 東日本大震災及び原子力発電所事故の避難者支援等について

避難者が安心して生活を送れるよう、避難者のニーズを把握し、適切な生活支援施策を講じるとともに、避難者交流拠点の運営など、受入市町村の避難者支援に要する経費について、継続的な財政支援を講じること。

4 大規模自然災害に対する防災対策について

- (1) 新潟焼山の火山防災対策については、焼山川及び火打山川で実施している火山砂防事業を早期に整備すること。
- (2) 地域の防災・減災力を強化するため、田んぼダム整備が流域全域で推進されるよう、多面的機能支払交付金を拡充するとともに、担い手の減少など、地域の実情を踏まえ、スマート田んぼダムの導入などに繋がる環境整備等に対し、支援制度を創設すること。
- (3) すでに土砂災害に係る対応がなされた区域においては、土砂災害警戒区域等の指定を解除すること。
- (4) 自治体の枠を越えた広域的な対応により、避難生活の環境改善や豪雪災害時の屋根雪除雪の担い手確保が図られるよう、県が主体となり、災害対策における広域的な支援体制づくりを推進すること。
- (5) 災害時の新たな情報伝達手段として有効であり、総務省が推進する公共安全モバイルシステムを活用したスマートフォン型 I P 無線機等による防災行政無線の整備が図られるよう、緊急防災・減災事業債の延長又は防災対策事業債における支援を拡充すること。
- (6) 山間集落が点在する中山間地域では、幹線道路が災害で寸断された場合、孤立状態の長期化が懸念されるため、大規模自然災害時に対応した複数の道路ネットワークの整備を促進すること。

5 教育環境・文化スポーツ振興の充実強化について

- (1) きめ細やかな学習指導や地域の多様な要望に対応するため、30 人学級編成を早期に実現させ、実現するまでの間は、現行の 35 人学級を全学年で完全実施すること。また、特に人手が不足する小規模校への加配教員の増員など、教員配置の充実を図ること。
- (2) 今後のインクルーシブ教育の推進を考慮し、通常学級において、個人に応じた支援を行う新たな加配教員を配置すること。
- (3) 特別支援教育コーディネーターを教育業務連絡指導手当の支給対象とするとともに、特別支援教育支援員の報酬等に対し、県独自の財政支援を講じること。
- (4) 小学校での外国語活動や外国語科の円滑な実施のため、全ての小学校に英語専科教員の配置が可能となるよう、予算を拡充すること。
- (5) 公立学校に配置する除雪機械の購入及び更新費用に対する財政支援制度を創設すること。
- (6) 小中学校の外国語教育において、J E T プログラム以外で A L T や J T L を配置した場合でも、J E T プログラムと同等の財政支援が受けられるよう、県の補助制度を拡充すること。

- (7) 特別支援学級の児童生徒一人一人の教育的ニーズに合った適切な指導・支援を実施するため、学級編制基準を引き下げること。
- (8) 今後増加が予想される日本語能力に課題のある児童生徒の指導体制を整備するため、該当児童生徒が 18 人未満でも、指導教員を 1 人配置すること。また、市単独で雇用する指導教員等に対して財政支援を講じること。
- (9) 深刻な教職員不足を解決するため、積極的に人材確保対策を講じること。
- (10) 教職員の事務負担軽減を図るため、事務職員の配置を拡充するとともに、県の責任において、新採用で配属された実務経験のない事務職員に対する支援体制を構築すること。
- (11) 特別支援学校に通う生徒保護者の送迎負担軽減を図るため、登校時間の繰り上げや下校時間の繰り下げを行うとともに、登校時間に合わせた朝の送迎が困難な家庭の児童の受入れを学校の管理で行うこと。
- (12) 令和 3 年に可決、施行された医療的ケア児支援法を踏まえ、医療的ケア児に対する十分な支援体制を整備するため、教育支援体制整備事業の拡充等、必要な財政措置を講じること。
- (13) 私立高校教育について、授業料以外にも公立高校を上回る学費負担があることから、教育費負担の公私間格差を早期に解消すること。
- (14) 「次世代の学校指導体制の在り方について（最終まとめ）」を踏まえ、小学校専科指導、通級指導教室、外国人児童生徒等教育等の充実のため、教員を安定的、計画的に採用・配置すること。
- (15) 「県立高校の将来構想」の策定にあたっては、県立高校再編に向けた方針が拙速に決定されることのないよう、地域との合意も得ながら丁寧に議論すること。
- (16) 牛乳価格の高騰による保護者の負担軽減と酪農事業者の振興を図るため、学校給食における牛乳の調達に対し財政支援を講じること。
- (17) これまでの発掘調査等による膨大な数に及ぶ出土品の保管能力に限界が近づいていることから、新たな収蔵庫への移設等に係る財政支援を講じること。また、文化財の確実な保存と多様な活用を図るため、所有者や管理団体による保存・修理に必要な予算を確保すること。
- (18) 新潟県国指定文化財保存事業等補助金について、十分な予算を確保するとともに、文化財を観光資源として活用する際には柔軟に対応すること。
- (19) スポーツを核とした誘客につなげる取組を進めるため、スポーツ施設の運営や事業に対する支援制度を創設すること。
- (20) ウィンタースポーツのトップアスリート育成や競技人口等の拡大を図るため、屋内型スケートボードパークなどのトレーニング施設を整備するとともに、スキージャンプ競技施設を修繕・改修すること。また、国際規定に対応した県営ジャンプ台の移転・新設に向け、調査・検討すること。

- (21) 新設される特別支援学校との学校生活における不均衡を解消するため、校舎全体の老朽化が著しい特別支援学校の抜本的な改修を行うこと。
- (22) 増加する不登校児童生徒の様々な状況にきめ細やかに対応できる環境を整備するため、校内教育支援センター支援員への財政支援について、新設年度のみに限らず、翌年度以降の継続設置に対しても支援を講じるとともに、全学校に同支援員が設置できるよう、必要な支援を講じること。
- (23) 「新潟県美術展覧会（県展）」について、物価高騰等による収支不足分を事務局である民間事業者の関連団体が負担している状況にあることから、今後、開催経費の増額が生じる場合には十分な財政措置を講じること。

6 消費者行政の推進について

今後も消費生活センターの相談体制を維持できるよう、必要な支援を講じること。

7 地籍調査の推進等について

土地取引の円滑化や公共事業の期間短縮等に大きく寄与する地籍調査事業を円滑に推進するため、予算の確保を国に働きかけるとともに、実施市町村の要望事業費に応じた予算を配分すること。

また、県が所有・管理する河川敷地等の土地の境界について、地籍調査時における所管部署での資料収集など、一筆地調査がスムーズに実施できるよう配慮すること。

8 防犯対策の強化について

通学路等の安全対策のため、市が実施する防犯カメラ設置等への補助事業を継続するとともに、申請時期を通年化すること。

また、地域住民がより安心して歩道を通行できるよう、防犯街路灯を設置すること。

2. 地域医療・保健・福祉施策等の充実について

地域医療・保健・福祉施策等の充実強化を図るため、県において、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 少子化対策及び子育て支援施策の推進について

- (1) 産後ケア事業について、受託医療機関等は、提供内容が同じであっても市町村ごとに請求単価が異なり事務負担が大きいことから、県が中心となり基準・単価を設定の上、市町村の事務負担軽減のため集合契約を締結すること。
- (2) 国の保育士宿舎借り上げ支援事業における市町村負担に対し、財政支援措置を講じること。
- (3) 賃金を増額する等、保育士確保のために講じる措置に対して財政支援すること。
- (4) 公立保育所の一定の基準を超える施設更新費や産休代替職員確保に係る補助制度を創設すること。
- (5) 公立保育所等において、除雪機械の購入及び更新、除排雪作業委託費といった除排雪経費や避難階段への屋根設置費用に対する財政支援制度を創設すること。
- (6) 保育人材確保対策事業の一つである保育体制強化事業について、当初予算を確保すること。
- (7) 保育士・保育所支援センターの体制を整備し、保育士確保施策の充実に努めること。
- (8) 乳幼児健康診査について、「1か月児」及び「5歳児」を対象に実施する県内市町村は一部にとどまっていることから、産後も安心して子育てができる支援体制を構築するため、国と歩調を合わせ、県においても助成制度を創設すること。
- (9) 子どもを産み育てやすい環境づくりを一層強化するための新潟県独自の取組みを講じるとともに、プロモーション活動を強化することにより、県内外における「子育てに優しい新潟県」のイメージ醸成を一層、図ること。
- (10) 新潟県放課後児童クラブ等支援交付金について、国等の補助事業では対象とならない放課後のこどもの居場所づくりに非常に効果的な事業であることから、継続して安定的に予算を確保すること。
- (11) 新潟県ひとり親家庭のこどもへの学習等支援事業補助金について、国要綱の趣旨に則り、低所得の子育て世帯等も対象とするよう、制度を改善すること。

2 地域医療の充実について

- (1) 医療の必要な高齢者が増加する中、在宅医療を推進するため、訪問看護師の育成・確保を図るとともに、訪問看護ステーションの経営安定化に向けた支援策を拡充すること。
- (2) 新生児聴覚検査について、医療機関によって検査方法や費用などが異なっていることから、県内で統一した基準を設けるとともに、より精度の高い自動ABRで検査を行える体制を整備すること。また、市町村及び医療機関の事務負担が軽減されるよう、同検査の集合契約の締結を検討すること。
- (3) 新潟県医療施設等設備整備補助金について、国の補助率が低い場合でも、県独自で本来の補助率により交付されるよう、十分な予算を確保すること。

3 国保・介護保険制度の拡充等について

- (1) 国保制度改革の趣旨を踏まえ、国保財政の安定化と事業の効率化を推進するため、県が主体的に取り組むこと。また、保険料水準の統一化について、被保険者の保険料負担が急激に上昇することのないよう、市町村と十分に協議し、適切な激変緩和措置を講じるとともに、「完全統一」の早期実現に向けて、これまで以上に県が主体になって取組を進めること。
- (2) 県主導により導入を進めてきた、在宅医療の推進に向けたICTシステムについて、導入後の運営経費負担を市町村及び郡市医師会に強いることのないよう適切な財政支援を講じること。
- (3) 社会福祉連携推進法人の設立に向け、制度内容の理解を深めるための研修の開催、法人設立に向けた調査や必要な手続きに対する伴走型支援を講じること。
- (4) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の増加に伴い、特別養護老人ホームの入所待機者数の減少と入所待機期間の短縮化が顕著になっていることから、介護保険サービスの需要と供給のバランスを維持するため、県の関係部局間と各市町村との連携体制を強化すること。
- (5) 高齢者福祉関係施設が新潟県福祉サービス第三者評価事業を利用しやすくなるよう、受審に係る費用負担を支援する補助制度を創設すること。
- (6) 介護職員宿舎施設整備支援事業について、期間に定めのある技能実習生を受け入れる事業者にとっては、期間的な制約や為替相場等の社会情勢の影響を受けやすいことから、借り上げ（みなし宿舎）も対象にすること。

4 がん検診・ワクチン接種について

- (1) がん検診受診率の向上を図るため、がん検診事業に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 骨髄移植等により予防接種の再接種が必要となった場合、自治体間で再接種に対する助成に差異が生じないように、当該再接種に係る支援制度を創設すること。

5 障がい者福祉施策の充実について

- (1) 障がい福祉サービスの基盤整備のため、社会福祉施設等施設整備について、必要な財源を確保すること。
- (2) 手話通訳者等養成講習及び要約筆記者養成講習については、上・中・下越の各地で毎年開催し、市町村の手話奉仕員等が参加しやすい講習会とすること。
- (3) 県立中央病院における小児専門発達外来の開設日数を、現行の年4回から年6回程度に拡充すること。
- (4) 障害者総合支援法による居宅介護支援について、入院時の意思疎通支援を目的とした重度訪問介護の対象を拡充すること。
- (5) 上越圏域での障がい児療育施設の整備に対する調査費用を予算計上するとともに、児童療育施設に係る運営や施設整備に対する財政支援を講じること。
- (6) 県央地域は発達障がいの子どもの支援に必要な医療体制が手薄なことから、現行医療機能の拡充に努めるとともに、地域福祉サービスや市町村母子保健事業などが連携できる機能を備えた拠点を医療圏域ごとに整備すること。
- (7) 指定難病患者の通院交通費助成の対象を拡充すること。
- (8) 自立支援医療制度について、精神疾患による入院患者を対象とすること。
- (9) 重度心身障害者医療費助成事業などの所得制限のある県の障がい者福祉サービスについて、所得制限を撤廃すること。
- (10) 新潟県障害福祉計画におけるコロニーにいがた白岩の里の役割等を実現し、県内の強度行動障害者支援の充実を図ること。

6 保健福祉施策の充実について

- (1) あらゆる属性のDV被害者に対する専門的な相談窓口を広域的に整備し、DV被害者の一時保護受入体制を構築するとともに、加害者更生プログラム実施、ステップハウス設置などの課題への対応策を講じること。また、DV被害者及び困難な問題を抱える女性に対する支援を継続的かつ安定的に実施できるよう、必要な財源を確保すること。
- (2) 水俣病に関する相談窓口設置事業委託金及び訪問事業委託金の補助制度を増額し継続すること。
- (3) ひとり親やひきこもり等の生活困窮者への就労支援に対して財政支援を講じるとともに、ひきこもりの実態把握と情報共有を行うこと。また、ひきこもり支援コーディネーターやサポーターの派遣など、社会復帰を支援する体制を強化すること。

- (4) 高齢者世帯における熱中症予防対策として、エアコン等の冷房設備設置に係る費用を助成する支援制度を創設すること。
- (5) 生活困窮者に対する支援の必要性が顕在化する中、フードバンク等の活動団体が安定的に活動を継続できるよう財政支援を講じること。
- (6) 骨髄等移植ドナー支援事業について、現行の支援メニューに加え、多くの都道府県で実施している市町村単独事業への直接助成を講じること。
- (7) 市民後見人養成等の権利擁護の担い手確保や育成について、県が主体となり広域的に取組を推進すること。
- (8) がん患者医療用補整具購入助成事業について、自治体の財政力に左右されることがなく県内の罹患者が等しく支援を受けられるよう、市町村が実施する助成事業に対する財政支援を拡充すること。また、放射線治療のため、島外の指定医療機関への通院に必要な費用に対する助成制度を創設すること。
- (9) 高齢化が進行する中、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防に対し、食を通じた健康づくりを推進するため、食育に関わる事業に対する積極的な財政支援を講じること。

3. 都市基盤施策・環境施策の充実強化について

魅力と活力にあふれた地域づくりを進めるための都市基盤施設整備等の促進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられるよう強く要望する。

1 まちづくり等の推進について

- (1) 県と基礎自治体が一体となって商店街活性化に取り組むため、政令市内の事業者も補助対象とするなど、商店街活性化推進事業の補助対象を拡充すること。
- (2) 商店街機能強化等促進事業について、組合員の高齢化等により街路灯やアーケード等の維持管理が困難になっている実情を踏まえ、安全確保や景観保護のための撤去のみについても補助対象とすること。
- (3) 県と市町村が連携して魅力的なまちづくりを更に推進できるよう、公民連携による持続可能なまちづくり推進事業の対象を拡充するとともに、市町村の主体的な取り組みやP P P手法の導入に対する支援を講じること。
- (4) 老朽化した県営住宅の大規模改修について、県直轄修繕分に係る必要な予算を措置すること。
- (5) 木造住宅耐震改修等事業費補助金について、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の改正を踏まえ、平成12年以前の木造住宅もその対象とすること。
- (6) 近年の資材高騰に伴い市街地再開発事業費が増加しており、事業関係者に掛かる負担は依然として大きいことから、国の支援でも不足する資材高騰分に対し、財政支援を講じること。また、都市開発資金貸付制度を設立し、施工者への融資が可能な体制を構築すること。

2 道路・河川整備等の促進について

- (1) 特別豪雪地帯の実情を十分に踏まえた除排雪経費に対する財政支援を拡充すること。
- (2) 陸上合宿者のロードトレーニング時の安全確保を図るため、除雪により損傷した県道や路面標示を修繕すること。
- (3) 県管理道路の歩道や緑地帯について、草刈や土砂等を取り除く清掃の回数を増やし、安全な歩道を維持すること。

3 公共交通施策の推進等について

- (1) 新潟県交通施設バリアフリー化推進事業補助金について、鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、補助金の上限規定や対象要件を緩和すること。
- (2) 離島住民の生活や観光振興に必要不可欠な小木直江津航路について、航路の維持に関する財政支援制度を創設すること。
- (3) 地域住民主体の自家用旅客運送や道路運送法上の許可又は登録を要しない運送などの「地域の足」を確保する取組みに対して財政支援を講じること。

4 廃棄物・リサイクル対策の推進について

- (1) プラスチックごみの削減を推進するため、学校給食用牛乳において、ストローレスパックを導入すること。
- (2) 太陽光発電設備の更新時の課題である産業廃棄物の処理量を削減するため、リユース・リサイクル産業の育成に向けた取り組みを強化すること。
- (3) 海岸漂着物やマイクロプラスチックの発生原因の一端となっている不法投棄の抑制に効果的な対策を講じるとともに、市町村の廃棄物処理に過度な負担が生じないように、十分な財政支援を講じること。

5 生活環境等の保全・整備について

- (1) 絶滅の危機に瀕している火打山のライチョウの現状を広く県民に普及啓発するとともに、関係機関との連携のもと具体的な保護対策の検討を推進すること。
- (2) 金属加工工場における環境汚染物質の排出抑制を進めるため、環境負荷低減の取組に対する補助制度を創設するとともに相談窓口等を設置すること。

4. 農業施策及び地域経済の振興について

農林水産業及び地域経済の振興と活性化を図るため、次の事項について積極的かつ迅速な措置を講じられるよう強く要望する。

1 農業等振興対策について

- (1) 豪雪地域の農作物生産と農業経営の安定化に資するため、緊急消雪促進対策事業を恒久的な制度とすること。また、労務単価の上昇や燃料等の高騰により、除雪経費が増加していることから、補助率を嵩上げすること。
- (2) 特に危険度・緊急性の高い農道橋りょうの長寿命化対策について、補助対象基準の緩和などの見直しを行うこと。
- (3) 新潟米基本戦略の実現や国が示す米政策に対応した取組を進める農業再生協議会等の活動がより一層促進されるよう、経営体数を考慮した財政措置を講じること。
- (4) 新潟県農林水産業総合振興事業について、農業機械用格納庫等の建屋のみを整備する場合であっても補助対象とするよう制度を拡充すること。
- (5) きのか王国新潟の実現に向けて、高生産効率の設備整備や機械更新に係る財政支援を拡充すること。
- (6) 土地改良事業に係る費用負担の軽減に向け、県が管理する農業用水利施設の管理体制などの見直しを検討するとともに、施設の更新、修繕に当たっては、施設の状態に応じ、適宜適切に対応すること。
- (7) 老朽化した食肉センターが機能を維持できるよう、財政支援を講じること。
- (8) 県産和牛の生産振興やブランド価値向上のための生産者への取り組みを強化すること。
- (9) イノシシによる農業用施設及び農地の破壊等が激増し、農業経営に甚大な被害をもたらしているため、被害を受けた農業用施設及び農地復旧に係る財政支援を拡充すること。
- (10) 水稻経営の維持・発展を図るため、機械導入に対する財政支援を講じること。
- (11) 収入保険について、農業者の保険料負担の軽減を図り、加入が促進されるよう、保険料補助などの支援措置を講じること。
- (12) 県営農業用施設災害復旧事業に係る測量設計業務委託費については、その委託費の全額を県の負担とすること。
- (13) 有機米のさらなる生産拡大を図るため、ほ場整備事業着工地区の採択要件に「有機農業の導入」を新たに追加すること。

- (14) 新たに農業経営を始める際、初期投資に多額の費用がかかるため、移住就農者や夫婦経営に対する支援を拡充するなど、多様な担い手を対象とした支援を講じること。

2 林業振興対策について

- (1) 豪雪地や急傾斜地等の条件不利地における森林施業に対し支援施策の充実を図ること。
- (2) 林業施業者をはじめ、観光客等の林道通行車両の安全確保を図るため、落石防護工等の安全対策について十分な財政措置を講じること。
- (3) 県営林道開設事業について、引き続き全線開通に向け、着実に事業推進すること。
- (4) 森林整備を円滑に行うため、森林G I Sにおける、I C T等先端技術（航空レーザー計測）を活用した森林情報の共有と利活用を推進すること。
- (5) 松くい虫被害防止対策については、引き続き必要かつ十分な予算を確保するとともに、低コスト・高効率な対策を推進すること。
- (6) 森林整備を計画的かつ継続的に進めるため、森林整備事業に係る支援制度の拡充を図ること。また、防災・減災につながる治山事業を計画的・効率的に推進できるよう予算を十分確保すること。
- (7) 中大規模建築物の木造化に意欲的に取り組む施設整備への助成など、引き続きC L T等新技術を活用した工法を普及させる対策等を強化すること。

3 水産業振興対策について

- (1) 新規漁業就業者や意欲のある漁業者に対し、収益性の高い操業を支援するため、就業・定着に係る支援事業及び漁船リース事業の拡充を図ること。
- (2) 錦鯉の輸出拡大を図るため、新規輸出国への販路開拓事業などを継続するとともに、生産者の不安解消や負担軽減を図るため、新潟県水産増養殖施設復旧対策事業について、経常的な予算措置を講じること。
- (3) 内水面漁業の経営を安定継続させるため、各漁協が実施する広域養魚事業に対して、新たな高率補助金制度を創設すること。
- (4) サケのふ化増殖施設の経営安定化を図るため、稚魚を飼育する施設間連携や集約化を推進するとともに、稚魚の買上金額を引き上げること。また、シロザケの養殖技術の確立に向けた取組みに対する支援を講じること。

4 有害鳥獣被害対策について

- (1) 市街地や民家敷地内などでのクマの出没が増加傾向にあるものの、当該区域での銃による駆除や檻の設置が法令により厳しく規制されていることから、スプレーや広報設備の購入、捕獲用檻の作成、ICT技術の導入に係る費用の補助制度を創設すること。
- (2) 新潟県有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業について、農作物の被害を受ける農家自身によるわな猟・網猟免許取得に係る支援を拡充すること。
- (3) 有害鳥獣対策は近隣自治体で連携して行うことが重要である一方、各市町村の対応方針が統一されておらず、協力体制の構築が難しい状況にあることから、県内全域での鳥獣の捕獲目標数や追い払い指針を策定するとともに、対策の重点地域を設定する場合には、当該地域への対策経費を充実させること。

5 地域経済・雇用対策について

- (1) 伝統工芸品産業の優れた技術を次代へ継承するため、伝統工芸品産業に従事する職人（後継者）育成に対する支援制度について、対象者の拡充や申請等手続きの簡素化を図ること。
- (2) 企業のダイバーシティ経営を推進するため、市町村が実施する多様な人材の受け入れや能力発揮のために必要な就労環境整備への財政支援制度を創設すること。
- (3) 市町村が実施する地元就職関連事業、インターンシップ受け入れ環境整備事業、外国人等の就業環境整備事業に対して財政支援を講じること。
- (4) 担い手や人材不足の解消を見据え、多様な働き方が選択できるよう、兼業や副業に対する機運の醸成など、実効性のある働き方改革を促進すること。
- (5) 企業の人材不足解消に向け、求人情報の発信や就職ガイダンスの開催など、人材確保に取り組む市町村に対し、積極的な支援を講じること。
- (6) 今後迎える柏崎刈羽原子力発電所原子炉の老朽化を見据え、再稼働議論によらず、廃炉業務を県の新たな産業の一つとして位置づけ、廃炉産業の創出に主体的に取り組むこと。
- (7) 商工会議所・商工会の持続的・安定的な事業運営のため、補助事業を継続するとともに、地域のコミュニティを支える事業の活動が維持できるよう、支援すること。
- (8) 市町村がやむを得ず農用地域域内で開発を行う場合は、農振除外等をはじめとする土地利用調整等の手続きが迅速に進むよう実情に応じた柔軟な対応を講じること。

- (9) 特定有人国境離島地域社会維持交付金の対象事業について、世界文化遺産登録を契機として、交流人口の拡大や雇用機会の拡充に資するよう、期間の延長・拡充を国に働きかけるとともに、県負担額に上限額を設けず応分の負担とすること。
- (10) ポストコロナ社会において、エネルギー価格・物価高騰の影響がある中、産地の更なる自立が図られるよう、企業連携プロジェクト創出事業を継続・拡充すること。
- (11) 各民間スタートアップ拠点が行うスモールビジネスの育成や事業承継などの多様な取り組みに対する支援を拡充すること。
- (12) にいがた産業創造機構の中小企業支援策メニューの継続及び事業予算の充実・強化を図ること。
- (13) 新潟県コンベンション開催費補助金について、新基準の説明前に主催者が開催地を選び、補助対象の指定申請を行った場合には、従来基準に基づいた審査を適用するとともに、そのための必要な予算を確保すること。

6 観光産業の振興について

- (1) 冬期観光の活性化のため、国際競争力の高いスノーリゾートの形成に向けた総合的な支援策を講じること。
- (2) 新潟焼山・火打山間の登山道整備に必要な予算を確保すること。
- (3) 本県と福島県を結ぶ国道 289 号の開通後の交流人口拡大による経済波及効果を見据え、福島県と一体となって県域を越えた戦略的な広域観光施策を展開すること。
- (4) 「佐渡島の金山」の関連史跡について、保存・活用に向けた整備やモニタリングの経費に係る財政措置を継続するとともに、国内外に価値を周知するための普及啓発・情報発信事業を推進すること。

7 エネルギー施策の推進及び電源地域の振興について

- (1) 電力販売価格の上昇による県営水力発電所の利益増加分を県営発電所所在市町村振興助成金の算定に反映すること。
- (2) 脱炭素化への取組みを加速させるための環境整備や先導的取組に対し、複数年度にわたる継続的、かつ包括的な財政支援を講じること。

5. 国への働きかけについて

次の事項の実現方について、県として国に対して強く働きかけるよう要望する。

1 少子化対策・子育て支援について

- (1) 子ども医療費の助成について、国の責任において統一的な制度を創設すること。
- (2) 子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険料算定における子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度を拡充すること。
- (3) 安心して子育てできる環境整備に向け、特色ある施策を展開するための予算を安定的に確保するとともに、医療や教育など、全国一律で実施すべき総合的な施策については、自治体の財政力により差が生じることのないよう、国の責任において長期的に安定的な財源を確保して実施すること。

2 障害者・保健福祉施策の充実について

- (1) 胃がんリスク検診（ABC 法）と胃部エックス線検査や内視鏡検査の組み合わせによる胃がん検診の有用性を検討し、胃がん検診に ABC 法を追加すること。
- (2) 障害者福祉サービスの所得制限を撤廃すること。
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業や基幹相談支援センターを運営する事業等について、当該事業は障害福祉サービスの根幹をなすものであることから、社会福祉法を根拠とする一般相談支援事業等と同様の取扱いとすること。

3 道路整備等の促進について

- (1) 道路ストック等の点検・維持管理に対する柔軟な財政支援制度の整備を図ること。
- (2) 日本海沿岸東北自動車道全線の開通区間を 4 車線化すること。

4 地域公共交通に対する支援について

「新潟県県内高速バス路線対策費補助事業」と同様の財政支援制度を創設すること。

5 防災・危機管理対策等の充実強化について

- (1) 豪雨等による河川災害を未然に防止するため、分水の改修、増設など、国直轄河川の改修事業を促進すること。

- (2) 本川から分派し合流する河川については、本川との水系一貫での直轄管理すること。
- (3) 大規模地震が発生した際には耐震性が不十分な住宅の倒壊により多数の人的被害が想定されることから、早期に耐震化できるよう、社会資本整備総合交付金（耐震関係）を拡充すること。

6 上下水道事業について

- (1) 水道施設の建設投資に関する予算を十分に確保し、交付金制度の拡充を図ること。
- (2) 下水道施設改築事業における財政支援について、ウォーターP P P導入を污水管改築に係る国費支援要件とすることを見直すこと。

7 農林水産業の振興について

- (1) 多面的機能支払制度について、各地域での活動が計画通りに実施できるよう、予算を十分に確保するとともに、事務の簡素化を図ること。
- (2) 錦鯉の輸出に係るKHV検査について、効果的で生産者の負担が少ない検査方法等の研究を促進すること。
- (3) 漁港機能維持のため、堆積が著しい漁港の浚渫を毎年度実施できるよう、補助採択条件を緩和又は追加するなど、対象範囲を拡大すること。

8 地方行財政の運営について

- (1) 国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金制度について、先の大戦（日中戦争（日華事変））より前の戦没者慰霊碑及びその周辺設備の改修等を補助対象とすること。
- (2) マイナンバーカードの更新等の手続きについて、窓口の広域化など、手続きの利便性向上とともに、DXを取り入れた新たな手法を導入した手続きの簡略化など、自治体窓口の負担軽減を図ること。
- (3) 会計年度任用職員の処遇改善を図るため、地方公務員法上の均衡の原則において基準となっている国の非常勤職員の特別休暇のうち、生理休暇及び公務傷病休暇を有給化すること。